

特集

カースト、経済的排除・差別そして貧困

——インドのダリット収奪——

スカデオ・ソラット

要 約

本論文は、カーストに基づく経済的排除と、その排除による低位カースト不可触民（指定カースト、SCあるいはダリット）の貧困の結果について、理解を進展させ、排除・差別に対するインド政府の戦略と、エンパワメントのための政策を論じる。第一に、理論的解釈から入り、排除や差別を伴うカースト制度の支配原理を論じ、排除・差別の概念についての洞察を展開する。第二に、SCの現在の経済的社会的状態を経験的に説明することで、彼らの経済的収奪に排除と差別がどう影響しているかを論じる。第三に、差別と排除に反対し、経済的社会的エンパワメントを行うインド政府の政策と戦略を論じる。最後に、これら洞察に照らし、DFID^{*}が、インドにおける社会的排除と貧困の減少に効果的に取り組みだせるよう提言する。（*訳註：DFID = Department for International Development [国際開発省]。各地に事務所を置き、貧困撲滅を目的に諸国を援助するイギリス政府の省。インドはその主要対象国。）

第一部 カーストの解釈とその諸結果

——理論からの洞察

生産組織と分配の制度としてのカーストは、その本質的形態において独自で他とまったく別個のいくつかの慣習的規則と規範によって決定されている。一般的には、カーストに基づく経済は、職業（あるいは所有権）が世

襲的、強制的で同カースト内結婚であるところのものである。カースト制度の組織的仕組みは、各々の個別のカーストの職業や所有権が生まれや世襲によってあらかじめ決定されている社会集団（あるいはカースト）に、人びとを分割することに基づく。カーストを横断してなされる職業や所有権の割当てや分割は不平等で位階制である。ある職業はそれに従事する人びとの低い社会的地位のために、社会的に劣った（あるいは穢れた）ものともみなされる。そして最後に、カースト経済は、ヒンドウ教の哲学的分子から正当化と支持を受けて、社会的オストラシズム（社会的経済的処罰の制度）の手段を通じて維持され強制されるのである（アカロフ Akertof、一九七六、スロウヴィル Scoville、一九九一、ロウター Romer、一九八四、ラル Lal、一九八八、アンベドカル Ambedkar、一九三六および一九八七）。

この全体的骨組みにおいては、「人権」という概念は特殊な意味を帯びる。他の多くの人間社会とは異なっており、カースト制度は個人とその独自性を社会目的の中心として認識しない。実際、権利や義務の目的についてヒンドウ社会の構成単位は個人ではないのだ。家族でさえも、結婚や相続の目的に関して以外は社会の単位とはみなされない。基本の単位はカーストであり、それゆえ個人の

権利と特権（あるいは権利の欠如）は、特定のカーストのメンバーとしての彼・彼女である、という理由に基づく。

カースト制度は等級づけられた位階制に基づく。さまざまなカーストは、高位カーストの権利や特権が低カースト、特に不可触民の不利益になるという仕方であり、相互に（権利と義務で）巧みに連結されている。この意味でカーストは単数では存在できず、複数においてのみ存在できるのである。諸カーストは同じカーストの内婚集団の制度として存在するが、人生のすべてのあゆみにおいて権利と関係の不平等な基準でお互いに連結されている。秩序の頂点にいる諸カーストは、底辺に位置づけられた諸カーストを犠牲にしてより多くの権利を享受する。すなわち、カーストの階層制度の底辺にある不可触民はずっと少ない経済的、社会的権利しか持っていないのである。これもまたカースト制度に伴う「人間性」という特殊な概念（あるいは見方）によるのである。この制度のもとでは不可触民は「劣った人間」とみなされ、それゆえに個々の社会的、宗教的、政治的、経済的な権利も与えられず、一方高位カーストのバラモンは「優れた人間」とみなされ、より多くの権利と特権を与えられる。（アンベドカル Ambedkar、一九八七、初版）

カーストに基づく排除と差別の概念

各カーストの職業と所有権は固定され強制的なので、そのことは必然的にあるカーストの他カーストの職業からの強制的排除を伴う。生まれによる職業の決定は明らかに職業の自由を制限するが、もしも各カーストにとって合理的な生計源があるならば、それは必ずしも収奪や貧困をもたらすものではない。しかしながら、不可触民の場合には肉体労働や上位の諸カーストへの奉仕を除き、すべての生計源へのアクセスから排除される限りにおいて、排除は収奪をもたらす。かれらの排除は多様で包括的で完璧である。

近代経済学文献における「排除と経済的差別」という概念は、人種、種族それにジェンダーに関連して展開されてきた。一般的レベルでは、社会的排除は「個人や集団が、そこで生活する社会内で、完全な参加を全体的あるいは部分的に排除される過程——この意味では社会的排除は社会的統合の反対物である——」とみなされる。(デ・ハーン de Haan、一九九九)。セン Sen (二〇〇〇) はまた、ある人びとが締め出されている(少なくとも放って置かれたままである)状態と、非常に不利な条件である人びとが包含されている——包含を強制さえされうる——状態と

を区別し、そして二つの状態を(不利な)排除と不利な包含と記述した。「不利な包含」、特に不平等な取り扱いあるいは受け容れられない取り決めを伴ったそれは、不利な排除と同様の不利な結果をもたらさう。この概念は、人種やジェンダーに関する近年の経済学的文献で個々に展開された「経済的差別」という概念と非常に近いが、この「経済的差別」概念は、労働市場や他の市場での不平等な取り扱いを伴う参加あるいはアクセスだけを認識したのであった。

たとえば、労働市場における差別は、人種、色、あるいはジェンダー、あるいはカースト：のような非経済的な集団特性によって、雇用あるいは賃金支払いにおいて、同じ生産性を持つ労働者の不平等な取り扱いをする状況に該当する。排除の観点の実際のかかわり方は、こうして、収奪の過程の性質上条件的なのである。

あるカースト研究者たちはカーストに労働市場と職業差別の概念を適用してきた(バナジーおよびナイト Banerjee and Knight、一九九一)。人種やジェンダーの文脈で展開された概念をカーストに適用するとはいっても、カースト差別の独自性を認識することが必要である。カースト制度の規範的枠組みは、多様な市場的、非市場的取引や社会関係における排除や差別を含む。不可触

民はまた不可触民制の慣行によって社会的な排除の犠牲になっており、この慣行はかれらの差別や排除に付加的な広がりをもたらす。こうして排除や差別は、以下のものを伴うだろう（ソラット〔Thorat、二〇〇二〕）。

（１）雇用あるいは生産諸要素（農地や土地以外の資本資産やさまざまな諸要素のインプット）、消費財、教育や住宅や健康や（たとえば水や土地などのような）共有資産源といった社会的サービスなどの売買における、ある集団の否定。

（２）請求されたりあるいは受領したりする価格と市場価格の間の相違。これは投入資材や消費財の価格、それに、労賃のような生産諸要素の価格、土地価格あるいは地代、元金に対する利息、家賃、また、水や電気のようなサービスの料金を含みうる。

（３）不可触民はまた、若干のカテゴリーの仕事への参加（清掃人は料理あるいは他の家庭内の仕事から排除される）や若干の消費財（たとえば野菜あるいは牛乳や類似品目）の販売からの排除や差別に直面する。なぜなら、かれらの職業とその物理的接触が穢れであるとみなされるからである。

（４）不可触民はまた、道路や寺院や水やその他の公衆の利用するサービスを使う場合に差別や排除に直面す

るかもしれない。

（５）不可触民制（あるいは私に触れるな主義）の観念による物理的（あるいは居住の）分離や社会的排除によって、かれらは、センが排除の「構造的関連性」と述べたところの総体的排除の犠牲になっている。そこでは排除あるいは収奪はそれ自身において本質的に重要なのだ——「たとえば他人と付き合い、コミュニティの生活に参加することができないということ、それが生み出すかもしれない更なる収奪に加えて、直接に人の生活を貧しくさせるのである」。

差別と排除の諸結果

エコノミストたちは、市場が能率的に機能することは、発展過程において中心的な重要性をもっており、また経済成長と所得配分に十分な影響を持ちうると主張する。私的経済においては、市場は、人びとが生産諸要素や雇用や消費財やサービスにアクセスするところだから、基本的な集団特性に基づき、市場取引きで、ある集団が排除され差別されることは、市場の機能不全の重大なケースである。市場の差別は経済的能率性と所得配分の両方に不利に作用する。こうして差別は公平性の問題であるだけでなく、また経済成長の問題でもあるのだ（バーザ

ルおよびサボットBirdsall and Sabot、一九九一）。

しかしながら、カースト制度の諸結果は、排除された集団の所得配分と貧困において顕著である。所有権がカーストを横断して不平等に割当てられているので、所得配分が一般的にカーストの線でゆがめられる。SCへの影響は、かれらが教育を含む所有権へのアクセスから排除されているので、はるかに重大である。労働の流動性への制限もまたSCの失業につながる。雇用の再調整を許さないことによって、カーストは低カーストの非自発的失業の多くの直接原因となる（アンベドカルAmbedkar、一九八七、アカロフAkerlof、一九八〇）。

労働市場の差別は、会社や経済の間で労働力の最適でない割当てをすることによって、経済成長を低下させる。自らを差別の犠牲者であると気づく労働者の、仕事へのコミットメントや努力を減少させることによって、また差別された集団による人的資本の投資規模の減少やこの投資の引き上げによってそうなるのである（バーザルおよびサボットBirdsall and Sabot、一九九一）。

その上に、あるカーストの職業は穢れており、また社会的に低いとみなされる。人びとは、そのカーストの出自によりこれらの職業を強制されるのだから、仕事の満足感を得ることはない。実際、このような職業はかれら

に、絶えずその能率性にも影響するような嫌悪感、悪意それに忌避願望を誘発する。

最後に、差別と排除は、集団間の現今の不平等性を悪化させ、世代を横断してその永続化に貢献することによって、紛争を促進するかもしれない。こうして、資源、所得それに人的開発へのアクセスにおけるカーストに基づく差別は、下位集団の市民的、政治的側面における差別と同様に、紛争の可能性をもつのである。

差別と排除に対する救済策

こうして、経済的差別を減らすことは、経済成長を増大させ、集団間の不平等と貧困を減らし、そしてまた紛争の可能性を極小化することにもなりうるので、実行に値する戦略である。経済理論家の一部が論じるのは、高度に競争的な市場では、会社・雇用者には利潤の低下を結果する差別関連コストがあるので、差別は一時的現象だということが分かるだろう、ということである。しかしながら、他の人びとの所見では、いくつかの理由で市場の差別は長期にわたって持続するかもしれない。なぜならすべての市場が高度に競争的であるとは限らず、独占権力は発展した経済においても発展途上の経済においても両方のまったく重要な特徴だからである。競争的市

場においてさえも、もしすべての会社が差別を行うならば差別は生きながらえるかもしれない。それゆえ、差別を是正するには、市場競争の改良と、市場の機能不全を克服するための直接的手段との両方を必要とする。それは、排除と差別からの保護を与えるために、さまざまな市場や非市場取引において国家の介入を要求する。それはまた、過去における排除と差別によって非常に不完全になっている人的資本を含む、固定資本資産の所有を改良するための戦略を要請する。それゆえ過去の排除に対する賠償あるいは補償を含むさまざまな方策が、救済に関する議論において顕著に現れたのである。

第二部 指定カーストの経済状態

こうして、カースト経済は、多くの分野において低カースト不可触民（あるいは指定カースト）の排除やまた高水準の経済的収奪と貧困を伴うのである。公的データに基づき、われわれはSCの社会―経済的状态について簡単なスケッチを提示する。すなわち、職業、農地の所有および土地以外の資本資産へのアクセス、教育と健康、雇用と貧困に関するものである。

SCは、一九九一年のインド人口の約一七%（一億三

八二〇万人に相当）を構成する（二〇〇一年の概算ではこの数字は一八%）。八一%が農村部に住み、国中に広がっている。

職業のパターン

職業パターンに関するデータはSC世帯の所得源へのアクセスを把握している。NSS^{*}は自営や賃労働の世帯の比率について、経済活動あるいは職業に関するデータを提供している。前者は農地や土地以外の資本資産（それらから歴史的にSCは締め出されてきた）へのアクセスの手段である一方、後者は賃労働という伝統的職業への継続的依存を示す（表1）。

* 訳註：NSS = National Sample Survey（全国標本調査）、インド政府の統計局（Department of Statistics）内の National Sample Survey Organisation（NSSO）によって行われる調査。

二〇〇〇年には、農村部のSC世帯全体の一六・四%が独立の（自営の）職業として耕作に従事していた。一二・〇%がある種の非農業自営活動（あるいはビジネス）に従事していた。こうして農村部では、SC世帯の約二八%が固定資本資産（農地および土地以外の資産）へのアクセスをいくらか獲得していた。これは一般の世帯（非

SC・ST（指定部族）世帯）の約五六％に比べて依然として非常に低い率である。都市部でも、一般世帯（三五・五％）に比べてSCの資本資産へのアクセスは低い（二七・三％）（表1）。

固定資本資産へのアクセスが不十分なので、SC世帯の肉体賃労働への依存度は特に高いものになる。二〇〇〇年には、賃労働世帯は農村部のすべてのSC世帯の六一・四％、都市部で二六・五％の割合を占めたが、比較すると一般世帯では二五・三％と七・四％である。都市部では、SC世帯の三八％がまた正規の賃金および給与をもらう仕事に依存している（表1）。こうして農村部のSC世帯の約六一％、都市部の六四％が賃雇用 に依存し続けており、また二七・二八％だけが固定資本資産へのアクセスをいくらか獲得していたのである。われわれが見るように、後者は、三分の一に近いとはいえ固定資本資産へのアクセスを獲得しているが、その大部分は小さな周縁農民や小ビジネス経営者である。

農村部におけるSCの農地所有に関する情報は、農村部のSC世帯の自営耕作者が低率であることについて、洞察をいくらか与えてくれる。一九九二年には、SC世帯の約一三％が土地を持たず、八七％がいくらかの土地を持っていた。後者（すなわち土地所有世帯）のうち約

五六％が一エーカー未満（その四七・五〇％が半エーカー未満の所有）の所有だった。こうして土地のない者とはほとんど土地を持たない者（一エーカー未満を所有する者）が、一九九二年においてSC世帯全体の約七〇％を占めている。もつと最近、一九九九年のもうひとつの典拠、すなわちNSS雇用調査からの証拠では、SC間の土地を持たない者とはほとんど土地を持たない者の数字は九〇％近かった（表2）。

雇用・失業

農村および都市部のSC労働者の六〇％以上が賃雇用 に依存しているので、かれらの所得は、日雇いまたは定雇用の雇用と賃金所得のレベルによって決定される。SC労働者は労働市場における雇用と賃金所得の両方において差別をこうむっているように思われる。一九九九・二〇〇〇年の雇用に関するNSSデータは、SC労働者が低雇用 に苦しんでいたことを示している。通常の主たる状況（それは隠しだてのない雇用・失業を把握する）に基づく雇用率の相違は、SCと一般との間で大きくない。しかしながら、雇用労働者の不完全雇用を捉える日の状況（CDS）に基づいた雇用に関しては明らかに相違が生じる*。一九九九・二〇〇〇年では、農村部のSCの男

表1 職業のパターン：SCと一般 (%)

職業のカテゴリー	1987-88		1993-94		1999-00	
	SC	一般	SC	一般	SC	一般
農村						
自営・農業	18.90	43.3	19.12	42.42	16.4	41.1
自営・非農業	11.0	13.8	10.32	13.89	12.0	14.8
自営（総計）	29.8	57.1	29.49	56.31	28.4	55.9
賃労働・農業	51.7	23.2	50.6	22.37	51.4	19.0
賃労働・非農業	11.4	09.7	10.22	6.67	10.0	6.3
農村賃労働総計	63.1	31.1	60.28	29.14	61.4	25.3
その他	06.9	11.5	9.67	14.62	10.2	18.7
都市						
自営	28.0	35.2	24.08	35.05	27.3	35.5
正規の賃金・給与	39.4	45.0	39.27	43.11	37.6	46.5
臨時労働	26.0	10.3	29.96	10.57	26.5	7.4
その他の賃金	08.5	09.2	9.67	11.25	8.5	10.5

出典：NSS Employment/Unemployment Survey, 1987-88 and 1993-94 CSO, Delhi

SC = 指定カースト；一般 = 非 SC・ST（指定カーストと指定部族を除く）

表2 SC内の土地なしおよびそれに近い世帯の割合（農村世帯全体に対する%）全インド

	土地なし	半エーカー未満	半エーカー～1エーカー未満	1エーカー以上	土地なしおよび1エーカー未満
1982	12.62	47.97	9.53	57.50	70.12
1992	13.34	47.50	8.89	56.39	69.73
1999	10.0	65.0	14.7	79.7	89.7

出典：figures for 1982 and 1992 are based on NSS landholding survey, and 1999-Employment/Unemployment Survey NSS

性労働者についてCDS雇用率は四六・二%であったが、これに比べると一般の男性労働者については四七・六〇%だった。同様に都市部のSC労働者のCDS雇用率は四五・八%だが、これに比べて一般の世帯は四九・九%だった（表4）。SCと一般との間の不均衡が失業率に反映されているのである。農村および都市部ではSC（男）のCDSに基づく失業率はそれぞれ五・〇%と五・二%、これに比べて一般の労働者とともに三・五%である（表5および表6）。

*訳註：「通常の主たる状況」(usual principal status)。「通常の」状況とは、調査に先立つ三六五日間の主要な就労状況を示し、「主たる」状況とは、その期間に複数の就労があった場合の主たる就労を示す。また、「日の状況」(current daily status)とは、調査の前の一日の就労状況を示す。「通常の（主たる）状況」「週

表4 雇用率 1999-2000年 全インド

	S C		一般	
	男	女	男	女
農村				
通常の主たる(就労)状況	52.4	25.5	50.9	15.5
通常の主たる(就労)と補助的(就労)	53.1	32.5	52.0	22.3
週	50.5	27.0	50.1	19.1
日 (CDS)	46.2	21.2	47.6	14.9
都市				
通常の主たる(就労)状況	49.8	15.2	51.4	9.0
通常の主たる(就労)と補助的(就労)	50.3	18.5	51.8	10.8
週	48.6	16.7	51.3	10.0
日 (CDS)	45.8	14.0	49.9	8.9

出典：Employment/Unemployment Survey, 1999-2000

表5 農村部における失業率（5歳以上）

	男				女			
	通常の主 たる(就 労)状況	主たる(就 労)と補助 的(就労)	週の 状況	日の 状況	通常の主 たる(就 労)状況	主たる(就 労)と補助 的(就労)	週の 状況	日の 状況
S C								
1999-2000	1.20	1.00	2.50	5.00	0.30	0.20	1.00	2.10
1993-94	0.90	0.60	1.90	4.30	0.30	—	1.10	2.00
1987-88	1.30	0.90	—	—	1.40	1.10	—	—
1983	1.10	0.76	3.22	7.16	0.40	0.23	2.16	2.23
1977-78	1.10	0.00	2.93	6.73	2.20	0.00	1.90	4.00
一般								
1999-2000	1.60	1.20	2.50	3.50	0.50	0.50	1.20	1.40
1993-94	1.20	0.90	1.60	2.70	0.44	—	0.80	1.11
1987-88	1.70	1.10	—	—	0.48	0.70	—	—
1983	1.30	1.90	2.15	4.03	0.43	0.29	0.91	1.72
1977-78	1.57	0.00	2.15	3.90	1.53	0.00	0.97	0.97

出典：NSS Employment/Unemployment Survey of various Round, NSSO, Delhi

表6 都市部における失業率（5歳以上）

	男				女			
	通常の主 たる(就 労)状況	主たる(就 労)と補助 的(就労)	週の 状況	日の 状況	通常の主 たる(就 労)状況	主たる(就 労)と補助 的(就労)	週の 状況	日の 状況
S C								
1999-2000	2.8	2.7	3.7	5.2	0.60	0.60	0.70	1.20
1993-94	—	2.60	3.30	4.90	—	0.00	0.00	1.70
1987-88	—	3.50	—	—	—	1.10	—	—
1983	—	3.20	4.40	7.20	—	0.80	1.20	1.70
1977-78	—	3.40	4.50	7.37	—	3.40	1.10	4.20
一般								
1999-2000	2.70	2.50	3.00	3.50	1.00	0.90	1.10	1.10
1993-94	—	2.40	2.70	5.28	—	1.10	1.30	1.40
1987-88	—	3.20	—	—	—	1.20	—	—
1983	—	3.10	4.0	5.35	—	0.90	1.00	1.42
1977-78	—	3.30	4.24	5.35	—	2.60	0.00	0.00

注：SC = 指定カースト、一般 = 非 SC・ST

出典：NSS Employment/Unemployment Reports 32nd, 38th, 43rd, 50th Round

の状況」「日の状況」などに区分して表示される。

賃金所得に関するNSSデータはSCの賃労働と一般の労働との不均衡を示した。たとえば、一九九〇～二〇〇〇年には、SC労働者の平均週賃金所得（一九九三～九四年の価格で）は一七四・五〇ルピーであったが、これに比べて一般の労働者は一九七・〇五ルピーであった（Deaton Duby、二〇〇三、DFID〔国際開発省〕研究による概算）。

貧困

高率の不完全雇用と低賃金所得とに関連した賃労働が高い率であるために、SC世帯は低所得と高度の貧困率という犠牲をこうむる。このことは消費支出の臨界的最小限水準、いわゆる貧困線以下に陥る人びとの比率に反映されている。一九九〇～二〇〇〇年に、農村部でSCの約三五・四三％が貧困線以下だったが、これと比べて一般では二一・一四％であった（表7）。都市部では、格差はSCの三九％強に対して一般ではわずか一五％だったのである。

世帯のタイプあるいは職業集団を横断する貧困率のバリエーションは著しい。一九九三～九四年には、SCの貧困率は農業労働の間で六〇・〇〇％であり、それに続

いて非農業労働の間の四一・四四％であった。貧困率水準が相対的に低いのは、農業で自営業に従事する人びと（三七・七〇％）と非農業セクターで自営業に従事する人びとであった（三八・一九％）。貧しいSCの世帯をこうした集団で代表するのは行き過ぎである。都市部ではSCの臨時労働の間で貧困の発生率は驚くほど高かった（六九・四八％）。貧困は自営世帯間でもまた高い（五四・六〇％）。農業と非農業で自営業に従事しているこれらSC間での貧困の高度な発生率は、かれらが通常小農場と低所得の小ビジネスに集中していることを示す（表8）。もっと近年の、一九九〇～二〇〇〇年の一人あたり月別支出（MPC）に関する最近のデータもまた、ふたつの集団の間の不均衡を示している。すなわち、特にすべての世帯のタイプで、SCの一人あたり月別支出は一般の世帯よりも低かったのである（表9）。

教育と健康に対するアクセス

SCは、所有権に加えて教育権を否定されてきた。かれらと一般との間には識字率と教育水準において大きな格差が存在する。学校における高いドロップアウト率、教育の質の貧弱さ、教育における差別は、SCが直面する教育問題の一部である。一九九一年（データの利用で

表7 農村部における貧困社会集団 1993年および1999-2000年 (%)

州	1993-94年				1999-2000年			
	ST	SC	一般	全体	ST	SC	一般	全体
アンドラ・プラデシュ	26.94	26.01	11.79	15.95	23.07	16.47	7.39	10.54
マディヤ・プラデシュ	59.59	47.92	27.46	39.28	57.19	39.22	22.22	33.74
オリッサ	71.31	49.84	40.16	49.79	73.1	52.30	33.29	48.05
西ベンガル	62.09	46.03	35.53	41.17	50.05	34.91	28.42	31.65
総計 (全インド)	47.05	48.31	31.19	37.28	44.33	35.43	21.14	26.50
州	変化1993-1999年							
	ST	SC	一般	全体				
アンドラ・プラデシュ	-2.39	-6.11	-6.22	-5.65				
マディヤ・プラデシュ	-0.67	-3.03	-3.18	-2.35				
オリッサ	0.42	0.82	-2.85	-0.58				
西ベンガル	-3.23	-4.10	-3.34	-3.85				
総計 (全インド)	-0.96	-4.44	-5.37	-4.82				

出典：Duby and Arjan. estimates-2003.

表8 各社会集団の世帯タイプによる貧困線以下の人びとの割合 (%)

農村	自営・農業		自営・非農業		農業労働		非農業労働	
	87-88年	93-94年	87-88年	93-94年	87-88年	93-94年	87-88年	93-94年
S C	41.21	37.70	41.6	38.19	59.77	60.00	46.49	41.44
一般	25.57	25.57	31.42	29.49	53.30	52.34	34.45	35.59
S C	その他の労働		全体					
	87-88年	93-94年	87-88年	93-94年				
	29.98	29.00	50.07	48.14				
一般	19.26	20.19	34.37	31.29				
都市	自営		正規サービス ・賃金所得者		臨時労働			
	87-88年	93-94年	87-88年	93-94年	87-88年	93-94年		
S C	61.48	54.60	43.69	35.28	73.45	69.48		
一般	33.60	33.64	25.26	19.04	70.1	60.60		
S C	その他		全体					
	87-88年	93-94年	87-88年	93-94年				
	56.84	45.00	56.84	49.90				
一般	32.21	26.06	37.21	29.66				

出典：Based on Consumption Expenditure Survey, NSSO, 1987-88 and 1993-94.

表9 社会集団、世帯タイプ別に分類された農村世帯の平均 MPCE (ルピー)
1999-2000年

農村 世帯のタイプ	諸社会集団の世帯の平均MPCE (ルピー)				全体
	SC	OBC*	一般	全体	
自営・農業	435.46	495.09	557.19		502.28
農業労働	378.31	397.08	419.35		385.98
その他の労働	438.09	496.18	554.31		482.74
自営・非農業	442.22	488.02	602.81		519.53
その他の世帯	581.87	591.23	733.68		652.05
全世帯	418.51	473.65	577.22		485.88
都市 世帯のタイプ	諸社会集団の世帯の平均MPCE (ルピー)				全体
	SC	OBC*	一般	全体	
自営	542.68	674.97	953.00		812.96
正規の賃金・給料	754.69	859.34	1101.05		981.49
臨時労働	463.58	608.23	548.65		540.66
その他の世帯	649.49	860.69	1207.74		1030.82
全世帯	608.79	734.83	1004.75		854.70

出典：NSS, Consumption Expenditure Survey 55th Round-1999-2000

* 訳註：OBC = Othre Backward Classes (その他の後進諸階級)

きる最近の国勢調査年)において、SCの識字率は約三七％で、これに比べて非SC・STでは約五八％であった(表10)。識字率は特に女性の間で低く(二三％)、一般の女性と比べて二分の一であった。学校出席率は一般の少年よりもSCの少年の間では約一〇ポイント低く、他方少女の間では相違は約五ポイントである。多くの研究はまた、さまざまな形で学校における差別を記述した(ナンビッサンおよびセドワル Nambissan and Sedwal)。

一九九八～一九九九年の全国家族健康調査データに基づく証拠は、健康状態および健康サービスへのアクセスにおけるSCと一般との間の大きな格差を明らかにした(表11、表12、表13)。早婚と多産がSCの人びとの特色であった。かれらと一般の間の合計特殊出生率における差は一年以上の違いである。SC女性が何らかの方法を用いたり、家族計画のメッセージあるいはメディアにふれたりするパーセンテージも比較的低い。SCの乳児死亡率(八三・〇〇％)や幼児死亡率(三九・五％)は、一般の、それぞれ六一・八％と二二・二％よりも高い。

一九九八～一九九九年に少なくともSC女性の五六％が貧血症にかかった。SC女性の出産の七〇％以上は家庭で行われ、五分の一だけしか施設で行われず、四〇％弱がTBA^{*}(村のDis)によって出産している。

^{*} 訳註：TBA = Traditional Birth Attendant (伝統的産婆)。Disは村落レベルの一種のヘルス・ワーカーである。

子どもたちの疾病率は高く、SCの子どもの四分の三以上が貧血症で、三割が熱病にかかり、そして別の四割がARI^{*}と下痢によって苦しんでいた。SCの子どもたちの栄養失調や栄養不良の割合は高く、その半分以上がこの問題に苦しんでいたのである。SCの高い疾病率とその子どもの死亡率は、貧困や教育状態の低さや健康サービスへのアクセスにおける差別と密接に関連している。非識字率の高さや貧困差別は公的な健康サービスを要求し利用するというSCの能力を減じている。

^{*} 訳註：ARI = Acute Respiratory Infections (急性呼吸器伝染病)

不可触賤民制と残虐行為

われわれは、今や不可触民制の慣行、公衆の行動領域における差別、一九五五年市民権保護法や一九八九年残虐行為阻止法のもとで扱われた残虐行為に特に言及して、SCの社会的に不利な立場を明らかにする。市民権の侵犯は、井戸や水道栓のような公衆の利用する水、寺院、喫茶店、レストラン、共同浴場、道路および他の社

表10 SCおよび一般の識字率

	1961年	1971年	1981年	1991年	2001年
全体 (SC・STを含む)	24.00	29.45	36.23	52.21	65.38
非SC・ST	27.91	33.80	41.30	57.69	
SC	10.27	14.67	21.38	37.41	
SCと非SC・STコミュニティの識字率の格差	17.64	19.13	19.92	20.28	

出典：Population Census

表11 乳幼児死亡率—1998—99年 (%)

	SC 1998-99	OBC 1998-99	一般 1998-99
1. 乳児死亡率	83.00 (88.0)	76.00 (82)	61.8 (69)
2. 幼児死亡率	39.5	29.00	22.2
3. 五歳未満児死亡率	119	103	82

出典：National Family Health Survey - 1998-99

カッコ内の数字は農村部における幼児死亡率を示す。

訳註：いずれも出生1000あたり死亡数

表12 疾病率—1998—99年 (%)

	SC 1998-99年	OBC 1998-99年	一般 1998-99年
1. 以下の流行			
(i) ARI	19.6	19.1	18.7
(ii) 熱病	29.4	28.1	30.40
(iii) 下痢	19.8	18.3	19.10
2. 貧血症の子ども	78.3	72.00	72.7
3. 予防接種をした子ども			
4. 子ども時の予防接種の出どころが 公的医療サービス	87.2	83.0	77.3
5. 公的健康施設による下痢の治療	64.6	63.8	66.10
6. 年齢に比べての体重			
(i) -3SD以下	21.2	18.30	13.80
(ii) -2SD以下	53.5	47.3	41.1

出典：NFHS —1998—1999

表13 女性の健康—1998—99年 (%)

	SC 1998-99	OBC 1998-99	一般 1998-99
1. 貧血症の女性	56.00	50.7	47.6
2. 出産前検診を受けた女性	61.80	65.2	72.1
3. 破傷風予防接種を受けた女性	74.2	76.8	80.0
4. 家庭での出産	72.1	62.00	59.00
5. 出産時の援助			
(a) TAB (Dia) から	37.7	34.9	31.4
(b) 公的健康サービスから	36.00	44.9	48.9
6. 出産後検診 (2カ月以内)	17.0	15.6	18.30

出典：National Family Health Survey - 1998-99

会的サービスを、SCが使用するのを禁止することを含む（表14）。不可触民制の慣行と社会的差別は依然として非常に重大な問題である。一九八一年から二〇〇〇年までの一六年間に、総計四万五〇〇〇件余の犯罪および残虐行為がSCに対して行われた。こうして、年平均二万六〇〇〇件弱の一般犯罪と残虐行為が一九八一年～二〇〇〇年の間にSCに対して行われた。二〇〇〇年の残虐行為と暴力の内訳を見ると、四八六件の殺人、三二九八件の重傷害、一〇三四件のレイプ、二六〇件の放火、それに一万八六六四件のその他の犯罪（訳註：POA下の犯罪含む）になる。

*訳註：表14では、一九八七、八八年、九三、九四年の四年間の件数を欠いているので、一六年間となる。

経済的差別と排除の証拠

これまで述べてきたところで示したのは、SCと一般の世帯との間の資本資産の所有、雇用、教育そして健康サービスへのアクセスにおける不均衡である。資本資産の所有にはいくらか改善があったが、なおSC世帯の大部分は賃労働という伝統的職業に依存し続けている。どの程度まで、不均衡や伝統的職業への隔離が過去の排除の遺産であるのか、そしてどの程度まで、それが市場や

表14 指定カーストに対する犯罪と残虐行為 1981-2000 (件数)

年	殺人	重傷害	レイプ	放火	その他	POA下の犯罪	総計
1981	493	1492	604	1295	10434	14318	28636
1982	514	1429	635	1035	11441	15054	30108
1983	525	1351	640	993	11440	14949	29898
1984	541	1454	692	973	12327	15987	31974
1985	502	1367	700	980	11824	15373	30746
1986	564	1408	727	1002	11715	15416	30832
1989	556	1630	830	51	12080	—	—
1990	584	1691	885	599	13908	—	—
1991	610	1706	784	602	13944	—	—
1992	616		849	406	19592	—	—
1995	571	4544	837	500	11056	13925	31433
1996	543	4585	949	464	13862	9620	30023
1997	504	3462	1002	384	12149	7831	25338
1998							25638
1999	506	3241	1000	337	14925	5084	25093
2000	486	3298	1034	260	13586	5078	23742

出典：Annual Reports of Commission for the Scheduled Caste and Tribe, Delhi
POA：Prevention of Atrocities Act〔訳註：残虐行為阻止法〕

非市場の取引きでの、あるいは両方での継続的な差別や排除によって条件づけられているのかは、重要な問題である。経済的差別、特に市場での排除や差別の問題は、インドの社会科学的研究ではほとんど無視されてきた。

経済的差別の性質や大きさを経験的に検討した研究はほとんどない。証拠は限定的だが、労働市場や他の要素の市場では指定カーストに対する差別があることを示している。研究が述べているところでは、土地所有が非常に少ないことは、資力的立場が弱いということによるだけではなくてまた、農地の購入や賃借へのSCのアクセスを減らす土地市場の差別的作用に基づくものでもある（ナンチャリアNanchariah、一九八九）。研究はまた、労働市場の差別的作用が、SC労働者の雇用率や賃金所得の低さを説明しうるといふ証拠を提出している。バナジーおよびナイトBanerjee and Knight（一九九一）は以下のように述べた。すなわち「実際カーストによる差別、特に仕事の差別は存在する」し、また「不可触民は支払いの少ない将来性のない仕事で不釣合いに代表されていて、差別は伝統的メカニズムを通じて少なくとも部分的に作用していると思われる」。差別はもはや実行されていないとしても、過去の差別の結果は現在にまで持ち越されうるであろう。このことは、新規募集が形式的な手続を伴うホワイトカラーの仕事においてではなく、新規募集で請負がより重要になる職工の仕事において、なぜ差別が非常に大きいかといふことの説明を助けるであろう。恵まれたカーストのために制度が果たす経済的役割

の示唆するところは、かれらが差別を好むのは意識的あるいは無意識的に、経済的利益に基づくのだということであり、だから偏見の一掃をさらに難しくするということなのである。

いくつかの研究はまた、土地や労働の市場のほかに、職業や信用貸付や他の市場取引きでの差別を見出した。アンドラ・プラデシュの研究（ヴェンケテスワールVenketeswarlu、一九九〇）は、職業の変更で社会的オストラシズム（訳註：制裁）がSCに対して用いられたことを述べた。カルナタカでは、カーンKhanna（一九九五）が、回答者の約八五%がその伝統的職業を続け、一五%だけしか仕事を変えることができなかったことを明らかにした。しかしながら都市部では、五六%が伝統的職業からの転職を経験していた。オリッサの研究（トリパティTripathy、一九九四）は、農村部での土地の賃貸借契約、信用貸付および労働市場での差別を記述した。ある村の不可触民の回答者の約九六%と二番目の村のすべての不可触民の回答者は、賃金の支払いにおいて差別された。ある村の二八%と他の村の二〇%が賃借料の負担で差別に直面した。そして、金貸し業者によって課された利息の差別が両方の村で見出された。コインバトール^{*}の研究（ハリス・カナンおよびロジャーHarriss Kannan and

Rodger、一九九〇）は、カーストのコネが情報源や最初の仕事へのアクセスの手段において大きな役割を演じると述べた（表15、表18をも参照）。

* 訳註：コインバトール（Coimbatore）＝タミール・ナドゥ州の県。

どのようにカーストは変化してきたか？

カースト制度はいかにダイナミックであるのか。そして何がカースト経済の継続性と変化を決定するのか。エコノミストによる理論的文献は、カースト制度の力学のなかに含まれる三つの要素を強調した。カースト制度の変化は、社会的コスト（社会的隔離・身分について）、経済的コスト（取引きと制度実施のコストについて）、経済的収益（制度実施者への利益と剰余割当てについて）のそれぞれの大きさによって、影響を受けるだろうし、また、どの程度まで人権と平等についての近代的観念がカースト制度のなかに含まれるものを支え、あるいはそれに矛盾するかによって、影響されるであろう。もしカースト制度の変化が、低い社会的、経済的コストと高い経済的収益とを伴うならば、そしてまた、もし平等と正義に基づく近代的人権概念の承認、追求が支配的であるならば、そのときには、変化への衝動と形勢はずっと強力になる

であろう。逆に、もし、もうひとつの選択肢のルールが、高い社会的経済的コストを伴い、高位カーストにより少ない経済的収益しかもたらさないならば、また正義と平等に基づく人権についての近代的観念の承認、追求が弱いなら、伝統的なルールが存続するかあるいは変化は部分的であろう。

カースト経済は変化を経験してきたが、しかし同時にその伝統的局面のいくつかににおいては継続性がある。経験的な証拠が示すところでは、農村部と都市部のSC世帯の約三分の一が、彼らに禁止されていた土地および土地以外の資本資産へのアクセスを獲得した。都市部では約三八%が正規の・給与をもらう仕事でも雇用された。識字率は一九六一年の一〇%から九一年の三七%まで三倍に改善した。この小さな成果は、資本資産の所有や教育においてSCが伝統的に制限を受けていた、という背景のなかで見える必要がある。このことやその他の改善の累積的な影響は、農村部において、一九八三、八四年の五九%から一九九二、二〇〇〇年の三五%まで貧困が減少したことに反映されている。

こうした成果にもかかわらず、かれらとインド社会の他のセクションとの間の不均衡は、かれらが開発指標の数字に関して遅れているように、依然として続いている。

表15 不可触民制の慣行－アンドラ・プラデシュ（全回答者に対する％）

項目	非常に 頻繁	頻繁	あまり頻 繁でない	めったに ない	なし	総計
1. 寺院に入ることを禁止	30.30	25.76	10.10	20.20	13.64	100.0
2. 公衆の利用する場所でカースト・ヒンドゥ の中に座ることへの反対	22.22	28.79	25.76	04.55	18.69	100.0
3. カースト・ヒンドゥの家屋に入ることを反対	23.23	30.30	25.25	06.06	15.15	100.0
4. カースト・ヒンドゥの住む所で結婚の行列 をすることへの反対	23.23	29.80	22.22	04.84	20.71	100.0
5. 公衆の利用する井戸や水栓から水を取り出 すことへの反対	19.19	18.18	22.73	07.58	32.32	100.0
6. カースト・ヒンドゥによる殴打	12.12	25.76	29.80	04.04	28.28	100.0
7. 襲撃	14.14	23.74	26.77	12.12	23.23	100.0
8. 略奪	13.64	26.26	25.25	11.62	23.23	100.0
9. 誘拐	05.05	09.09	26.77	10.61	48.48	100.0
10. ハリジャン女性への侮辱	27.27	31.31	16.16	14.14	11.11	100.0
11. 拷問	11.11	17.17	35.35	20.20	16.16	100.0
12. 殺害の試み	05.56	14.14	18.18	11.11	51.01	100.0
13. より高い賃金の要求への拒絶	24.75	20.71	10.61	15.66	28.28	100.0
14. 転職への抗議	16.67	27.78	15.66	19.70	20.20	100.0
15. 土地を占拠しようとする試み	28.28	22.73	23.23	10.10	15.66	100.0
16. 選挙権行使の阻止	25.25	18.18	21.72	11.62	23.23	100.0
17. 政治活動への参加の阻止	23.74	16.67	15.66	14.65	29.29	100.0
18. 彼らの候補者に投票しないことに対する脅迫	29.29	35.35	09.60	06.57	19.19	100.0
19. 選挙での立候補にたいする脅迫	12.63	28.79	25.25	15.66	17.68	100.0
20. 誕生に奉仕を強制	15.15	21.78	31.82	07.58	23.74	100.0
21. 結婚に奉仕を強制	15.15	20.20	29.29	17.17	18.18	100.0
22. 死去に奉仕を強制	16.16	19.19	35.35	14.14	15.15	100.0

出典：Vankateswarlu, D (1990) "Harijan-Upper Class Conflict"

表16 社会的差別：オリッサ

	Kesharpur村		Jari村	
	はい	回答者総数	はい	回答者総数
(A) 村で公衆の利用する井戸や公衆の利用する 手押しポンプからの水を禁止されているか	12	15	35	50
(B) 同様な地位を享受しているか				
(a)村の祝祭	—	15	—	50
(b)非ハリジャンとの結婚	—	15	—	50
(c)村の集会とその決定過程	—	15	17	50
(d)喫茶店で飲食すること	3	15	10	50
(e)食料店で食料を得ること	3	15	15	50
(f)村の寺院での礼拝	—	15	—	50
(g)散髪屋の仕事	—	15	—	50
(h)洗濯屋の仕事奉公	—	15	—	50
(i)牛飼いの仕事	3	15	—	50
(j)司祭の仕事（結婚・死亡・祝祭の場合）	—	15	—	50
(C) 以下のところで差別されるか（複数回答可）				
(a)学校	—	15	—	50
(b)病院	—	15	—	50
(c)運輸サービス	3	15	23	50
(d)村芝居	12	15	50	50
(e)村の祭り	12	15	37	50

出典：Tripathy, R.B. (1990) "Dalits : A Sub-Human Society"

表17 経済的差別、オリッサ

以下の場合に差別されるか（複数回答可）

	Kesharpur村		Jari村	
	はい	回答者総数	はい	回答者総数
(a)賃金率	15	15	48	50
(b)賃貸働べらの賃借	3	15	14	50
(c)稲の貸付の場合の利息	—	15	—	50
(d)金貸しからの利息	12	15	15	50

出典：Tripathy, R.B. (1990) "Dalits : A Sub-Human Society"

表18 オリッサ、1987-88

もし高位カーストの差別に抗議したら、高位カーストはどんな手段をとりそうか（複数回答可）

	はい	回答者総数
(a)労働者として雇ってくれなくなる	50	50
(b)店から食べ物や食料品を買うことを阻止	21	50
(c)借用施設をひきあげ	16	50
(d)公衆用の井戸・tube井戸の使用を阻止	18	50
(e)残虐行為を犯す（放火・レイプ・殺人・暴力）	50	50

出典：Tripathy, R.B. (1990) "Dalits : A Sub-Human Society"

固定資本
資産への
SCのア
クセスは
なお非常
に低く、
その結
果、大多
数は雇用
について
伝統的な
職業すな
わち賃労
働に依存
してい
る。だが
雇用率と
賃金所得
は、彼ら
が労働市
場で差別
に直面し

ているので、他のセクションと比較すると低い。同じよ
うな大きさの不均衡は、教育や健康サービスへのアクセ
スの場合に観察されている。これらの収奪の累積的な影
響はこのようなものである。かれらの貧困水準は改善し
たけれども、かれらと他のセクション（すなわち非SC・
ST）との格差は依然続いているのである。SCとこの
一般との貧困の不均衡を減じるために、SCの貧困を一
般よりも早い割合で減らすことが必要である。一九八三
年から二〇〇〇年の間に、SCの貧困は一般（マイナス
三・〇二％）と比較して、年毎により低い割合（マイナ
ス二・五〇％）で減少したのであった（デウビおよびデ・
ハーンDubey and de Hannによる予備的計算、DFID、二
〇〇三）。

第三部 政府の戦略

SCに対する政府のアプローチは主として憲法の条項
から出てくる。憲法は、法の前の平等を保障し（第一四条）
（カースト制度の慣習的支配を転覆）、SCの教育的経済的
利益を促進し、彼らを社会的な不正義やすべての形態の
搾取から保護する規定を設け（第四六条）、政府の公務
における留保や民主的政治制度における議席の留保を通

じた特別措置を規定する（第三三〇条、第三三五条）。それは不可触民制の慣行と不可触民制から生じる差別を法的に廃止した（第一七条）。最後にそれは年一回を原則にSCの社会的経済的發展を調査し監視するため、常設機関の確立を規定している。

一般的にSCに対する政府のアプローチと戦略は二つの主要な理由によって動かされてきた。すなわち（a）過去における排除から受け継がれた多様なSC収奪を克服し、そして可能な限りそれ以外の一般の人びとと同等にすること、そして（b）国の一般的な社会的経済的政治的過程へのかねらの効果的な参加を奨励することによって、現在続いている排除や差別に対抗して保護を与えること、である。その目的のために政府は二重の戦略を用いてきた。すなわち（a）反差別的あるいは保護的な措置、そして（b）開発的でエンパワメント的な措置、である。

反差別的な諸措置

反差別的な諸措置には、一九五五年の反不可触民制法の制定（市民権保護法と改称された）、および不可触民制の慣行並びに公衆の利用する場所やサービスにおける差別が犯罪として扱われる、一九八九年のSC・ST（残

虐行為阻止）法が含まれる。第二番目の法律は高位カーストによる暴力と残虐行為に対してSCに法的な保護を与えるものである。

政府の公務、国営および国の支援する教育制度、それにさまざまな政治的民主的機関における留保（積極的は正措置政策）もまた、反差別的で保護的な措置に該当する。これらの「積極的差別（positive discrimination）」措置は、さまざまな公的領域でのSCの比例的参加を確保するために政府が用いてきたものであり、さもないれば排除と差別により、参加は実現しなかったであろう。

経済的エンパワメントの戦略

積極的は正措置の政策は、国営並びに国の支援するセクターに限定され、SC労働者の九〇%以上が従事する私的セクターではまったく排除されており、それゆえに差別から保護されないままである。私的セクターでは積極的は正措置政策の（法的）規定が欠けているので、国はSCの経済的教育的社会的エンパワメントのための「一般的プログラム」を用いてきた。焦点になったのは、固定資本資産の私的所有、人的資源能力、そして住宅や健康や飲料水や電気などのような社会的基本的サービスに対するSCのアクセスを改善することであった。資本

資産の私的所有や人的資源能力を改善あるいは構築するための戦略は、主として貧しい人びとのための反貧困プログラムやその他の経済的社会的プログラムの一部として計画されてきた。これは、分割可能な計画の場合には、SC世帯に狙いをしほった、あるいは固定的な特定割当てによって行われてきたのである。中央政府の資金総額の約三分の一は経済的エンパワーメントに割当てられており、教育に対しては約半分が、そして住宅のような社会サービスには残りの五分の一が割当てられている。経済的エンパワーメントの措置は、以下のものを含む。

— 資本資産の所有を改善すること、SCの人びとが自営のビジネス活動を企てることができるようにするために、そのビジネス能力と技能を高めること、そして最後に労働世帯に賃雇用を与えること、

— 農村部で、SC世帯に、低利の貸付や資財の貸与を行うという補助的計画を用いて、土地のない世帯に最大限度からの余剰地^{*}と政府の土地が配分されること、

* 訳註… 最高限度からの余剰地^{II}インドでは中央政府の指針に基づき、ほぼ全部の州で「土地所有上限法」が制定されており、土地所有の上限を設定しその余剰地を買い上げて再配分することになっているが、かならずしも有効に機能していない。

— 新しいビジネスを企てあるいは現在のビジネスを改善するために金融資本、訓練および情報を与える計画が展開されること。総合的農村開発計画（IRDP）は、認定された農村の貧困家庭が信用貸付による生産的資産の獲得を通じて、その所得を増大させることを可能にする最も初期の自営プログラムである。

— 特に収穫の少ない季節に、最小限の雇用を確保するため、賃労働世帯に焦点をあてた賃雇用— SCは国内の債務奴隷的労働の約六一%を構成する。束縛された労働者を解放し、社会復帰させる独自のプログラムが政府によって計画されている。

— たとえば清掃人、鉱山労働者、ビーディ^{*}労働者のようないくつかの職業的集団については、教育や健康や住宅に関する特別計画もある。

* 訳註… ビーディ（Bidi）は地元で生産されるタバコのこと。Bidiは、bidiとも綴るが、公的文書ではBediと表現される。ビーディ労働者はインドで約四四〇万人。最も搾取される集団のひとつで、その仕事はマッチや花火の製造などとともに危険である。

教育的開発は政府の主要なプログラムを構成する（SCに対する中央政府の支出の約半分）。SCの主要な教育問題は、識字率の低さ、小中高の学校やそれより高学年

でのドロップアウト率の高さ、質の低い教育、そして教育機関における入学を含む差別と排除にかかわるものである。それゆえに政府の教育計画は次のような措置を含む。(a) 特にSCが人口の大多数を占める地域で教育的基盤を改善すること、(b) 留保枠やその他の措置を通じての教育機関への入学、(c) 国家的ならびに国際的な奨学金・研究奨学金を含むさまざまな教育レベルでの財政支援、(d) 教育の質と能力を改善するための補習的指導、(e) 少年や少女のための特別の寄宿舎、そして(f) これらすべての計画において少女の教育に特別な焦点を当てること。

政府はまた、飲料水や住居や衛生や電気や道路や食料の公的配給のような市民の快適性に対するSCのアクセスを改善する計画を展開してきた。農村部におけるSCの村落はたいがい隔離されているので、しばしばこの市民的快適設備はかれらの住むところまで到達しなかった。これらの快適設備の供給を確実にするために、特別援助が(SCのための特別部分計画への特別補助金のもとで)、州に与えられている。

SCの女性が直面する諸問題は、政府のプログラムで特別の位置を占める。SC(ダリット)の女性は、高位カーストの女性とジェンダー差別という共通の諸問題を

分かち持つ一方で、また彼女らに特有の諸問題にも苦しんでいる。これらは、識字率や教育レベルの極端な低さ、賃雇用への過度の依存、雇用や賃金における差別、未熟練の低賃金でときには危険な肉体労働への過度の集中、暴力や性的搾取、特に宗教的社会的な迷信の犠牲に関わるものである(デーヴァダーシーおよび類似の宗教的売春制度)*。それゆえに経済的エンパワーメント、教育的開発そしてジェンダー関連問題のプログラムの各々において、特別の焦点がSCの女性に当てられている。SC女性の特有の問題を克服するために、特別立法が制定され、諸計画が展開されてきている。

* 訳註: デーヴァダーシー (devadasi) … 神の女召使の意。デーヴァダーシー制度は宗教的な形をとった性的奴隷の制度。論文として、栗屋利江「デーヴァダーシー〔神の婢女〕と司法」(小谷汪之編『叢書 カースト制度と被差別民 第二巻 西欧近代との出会い』明石書店、一九九四年)、参照。

実行と監視のための行政機構

SCのために、精巧な行政機構が中央および州・連邦直轄領で展開されてきた。中央で結節点となる省は「社会正義およびエンパワーメント省」であって、そこは他

の連邦諸省、州政府・連邦直轄領およびNGOの努力を支援しかつ財政的に補助する。この省は中央政府のプログラムの政策立案、監視および評価の作業を委ねられており、そのプログラムは主に各州を通じて遂行されている。この省は、計画省のなかの計画委員会と緊密に活動して、SCのための特別部分計画を定式化したり、計画委員会のなかの「プログラム評価組織」を通してプログラムを評価したりする。中央においては大部分の省にはSCの特別計画を担当する部あるいは局がある。この省はまた、研究や評価を引き受ける研究および訓練プログラムを持つており、それが焦点を当てるのは、進行中の諸プログラムを評価し、効果を研究して、その実行を改善することである。

法律や計画の効果的な実施のために、監督し、監視しそして提案するその他の重要な独立行政機関は、SCおよびSTの全国委員会、手作業による糞尿処理人委員会、それに議会のSCおよびSTに関する常設委員会である。SC・ST全国委員会は、SCの開発を監督し、一九五〇年の初めから毎年議会で議論されるSCの発展についての年次レポートを準備する法定機関である。

同様の行政機構は、また州レベルでも存在する。もつとも州によりかなりのバリエーションがあるけれども。

一般に、たいていの州はSCに関する独立の省を持つており、その役割は、政策を定式化し、プログラムを実施、監視、評価することである。プログラムは一般的に特別部局―州、区、県そして多くの場合には郡のレベルで―を通じて実施される。多くの州は中央と同様にSCおよびSTに関する委員会を持つている。

財政的メカニズム

ある期間にわたって、中央および州の政府はSCの計画に関する資金配分の具体的メカニズムを發展させてきた。第四次計画（一九七九―八〇）の終わりまで、SCの開発のために利用できる唯一の資金は、「後進諸階級セクター」の総責任者の下にあった。第六次計画以降、SCの開発に関して一般諸セクターからの配分という新しいメカニズムが發展した。財政的配分の現在のメカニズムあるいは戦略は三つのチャンネルを通じて作動している。

* 訳註…後進諸階級（BC）は、SC（指定カースト）、ST（指定部族）およびOBC（その他の後進諸階級）という二つの被差別コミュニティから成る概念である。

特別部分計画…これは、SCの開発に関する州および中央諸省の計画において、物理的、財政的の両面で、一

般諸セクターからの資金（そしてそれゆえ利益）の流れを方向づけるよう設計されている。特別部分計画が目的とするのは、一般諸セクターにおける諸計画がSCにあって利益になる開発と一体化すること、分割しうるすべてのプログラムからの資金を各セクターのもとで定量化すること（一般的には人口あるいは貧困の割合に応じて）、そして、これらのプログラムから利益を受けるはずの家族数について、各セクターのもとで具体的な目標を決定すること、である。これまで続いてきた慣行は、個々の州の年次計画の終了時にセクターの支出を完了させることであり、その後は、各セクターからの割当ては特別部分計画のもとで決定されている。特別部分計画に対する中央の特別補助金は、SCの迅速な発展に付加的な推進力を求める州の努力を補助することであり、これは、SCの家族の生産性と所得を高め、職業的多様性をもたらすために、かれらに付加的な支援を与えることによって、州を援助しようというものである。

特別金融機関…州のSC開発公社の主要な役割は、発者、プロモーターおよび保証人として機能することにより、SC企業家の経済開発計画のために制度的な信用貸付を動員することである。これらの公社は二つのやり方で援助することになっていた。第一に、金融機関とく

に商業銀行が、SCを援助するのに十分な規模で貸し付けるよう奨励することであり、第二に、SC企業家のために諸計画を一層実行可能にすることによって、である。優先セクターガイドラインのもとで、国有銀行もまた、SC・STの借り手を含む弱者部門に対して前貸し金全体の少なくとも一〇%を提供することを、公的セクターの銀行によって要求される。ガイドラインは銀行の前貸し金においてSC・STに高い優先順位を与えている。

SCの政治的代表と市民社会的イニシアティブ

カースト差別と不可触民制に対するSCの社会的政治的組織の形をとった市民社会的イニシアティブは、一九三〇年代初期にさかのぼる。これらの努力は、地域的にマハラシュトラやケララのような州、また他の州の孤立した小地区に集中されてきた。国の政治や統治において現在SCが政治的に参加している諸規定に導いたのは、一九三〇年代のSCのこのような市民社会的努力である。現在の政治的決定へのSCの政治的代表と参加は、多くの方法を通じて機能している。

人口に比例した連邦議会や州議会でのSCの留保の規定は、政治的決定過程における代表と参加を確実にする原則的方法である。現在連邦議会のSCメンバーは約八

二人である。この代表制によって、SCの議員はまたさまざまな政治機関に選出される。SC・STの議会委員会はこのような重要委員会のひとつである。政府の仕事では留保を通じて官僚機構内で同様の割当てが行われているが、これに加えて州権力への政治的参加は、政策決定と統治において、それを有利に用いるためにSCにとって決定的な地位を与えてきた。

連邦議会と州議会における彼らの割当て参加にもかかわらず、プログラム、特に貧困層に関連したその決定や監視や実施に参加して効果的な貢献をすることができていないことが認められている。SCの政治的代表の役割に関する研究の不足によって、彼らが効果的な役割を欠いている理由を理解するのは困難である。しかしながらこのテーマに関する例外的な研究（G・ナラーヤナNarayana, G. 一九八〇）が示すところでは、これは、中央や州の政府における単一のSC政治組織の欠如、あまりにも多くの断片的な集団への分裂、SCに関する共通問題をめぐる統一的フォーラムの欠如、複雑な問題や政策や計画メカニズムを理解する能力の無さ、そして代表たちが政治的決定に効果的に参加できるようにかれらの知識基盤と能力を高めるための制度的支援の不在、にかかわるものである。

政治的分野のほかに、社会的組織や動員、NGOネットワークに関して多くの市民社会的イニシアティブがある。SCのNGO運動は、南部では地域的な性格を持っている、三〇〜四〇年の歴史があるが、北部や東部では弱く、起こったのは最近である。西部インドでは多くの点で北部や東部インドよりも進んでいる。しかし最近、ダリット人権全国キャンペーンという形で、ダリットのNGOのネットワークを全国連合に発展させようという試みがなされている。このネットワークは草の根レベルで活動しているダリットNGOの連合である。特に南部と西部インドのダリットNGOは草の根レベルでかなり活動的であり、経済的エンパワーメント（土地、雇用、賃金、信用貸付、政府のプログラムへのアクセス、教育）、政治的エンパワーメントそしてジェンダーと人権の問題、そのなかでも特に不可触民制と残虐行為に関する問題に焦点を当てている（ベルンワルド・カウゼマンおよびスカデオ・ソラットBernward Causemann and Thorat, Sukhadeo, 二〇〇一）。これらNGOのいくつかは政府からの選抜的支援を受けている。しかしながらSCによるこの市民社会的イニシアティブの多くは、問題に直面している。草の根レベルの知識と感受性は彼らの強みであるが、他方、彼らは情報や活動方法、資源、より大き

な外側の資源や機会の世界とリンクする全体的能力という点で、欠けているのである。

参考文献

- Akerlof, George (1976), "The Economic of Caste and of Race and Other Woeful Tales", *Quarterly Journal of Economic*, XC.4.4. Nov. 1976.
- (1980), "The Theory of Social Customs, of which Unemployment may be one consequences", *Quarterly Journal of Economics*, XCIV-4, June 1980.
- Ambedkar, B.R. (first Published 1987), "Philosophy of Hindism", Vasant Moon (Edit), *Dr. Babasaheb Ambedkar, Writings and Speeches*, Vol.3 pp.1-94, Dept. of Education, Govt. of Maharashtra, Bombay.
- (first published 1987), "The Hindu Social Order-Its Essential Features" Vasant Moon (Edit), *op. cit.*
- Banerjee, Biswjit and Knight, J.B. (1985), "Caste Discrimination in Indian Urban Labour Market", *Journal of Developing Economics*.
- Birdsall, Nancy and Sabot, Richard (1991), *Unfair Advantage: Labor Market Discrimination in Developing Countries*, World Bank Studies.
- Darity Jr., William (ed) (1995), *Economics and Discrimination*, Vol. I, (The International Library of Critical Writing in Economics; 57, An Elgar Reference Collection) Aldershot, UK; Brookfield, Vt. Edward Elgar Publishing.
- & Steven Shulman (1989), *The Question of Discrimination: Racial Inequality in the U.S. Labor Market*, Wesleyan University Press, Middletown, Connecticut.
- Deshi, A.K. and Singh, H. (1995), "Education, Labour Market Distortions and Relative Earning of Different Religious-Caste Categories in India", *Canadian Journal of Development of Studies*, December 21.
- DFID (2003), Caste in South Asia and Economic Exclusion-Briefing for Secretary of State, DFID, Delhi.
- Dubey, Amaresh (2003), Note and Statistical Tables on Social Groups Prepared for DFID, Delhi.
- Haan, Arjan de and Amaresh Dubey (2003), Extreme Deprivation in Remote Areas in India: Social Exclusion as Explanatory Concept, Draft paper for Manchester Conference on Chronic Poverty, April 2003, Session "Social Exclusion, Rights and Chronic Poverty".
- (1997), *Poverty and Social Exclusion: A Comparison of Debates on Deprivation*, Working Paper No. 2, Poverty

- Research Unit at Sussex. Brighton: University of Sussex.
- Lal, Deepak (1984), *The Hindu Equilibrium: Cultural Stability and Economic Stagnation: India 1500-1980 AD*, volume 1. Oxford, UK: Clarendon Press.
- Ranadive, B.T. (1982), *Caste, Class and Property Relations*, National Book Agency, Calcutta.
- Romer, David (1984), "The Theory of Social Custom: A Modification and some Extension", *Quarterly Journal of Economics*.
- Scoville, James G.L. (1991) "Towards a Model of Caste Economy" in James G. Scoville(ed.), *Status Influences in Third World Labor Markets: Caste, Gender and Custom*, Walter de Gruyter, Berlin; New York.
- (1996) "Labor Market Underpinnings of a Caste Economy: Foiling the Coase Theorem," *American Journal of Economics and Sociology*, Vol.55, No.4, Oct. 1996.
- Sen, Amartya (2000), *Social Exclusion: Concept, Application, and Scrutiny*, Asian Development Bank, Office of Environment and Social Development, June, 2000.
- Shah, Amita & Sah, D.C. (2004), "Poverty Among Tribals in South West Madhya Pradesh: Has Anything Changed Over Time?", *Journal of Human Development*, Special Issue: Chronic Poverty, Volume 5, Number 2/ July 2004 (Conference Paper, International Conference, "Staying Poor: Chronic Poverty and Development Policy", IDPM, University of Manchester, 7 to 9 April 2003).
- Thorat, S.K. (1996), "Ambedkar on Economics of Hindu Social Order : Understanding its Orthodoxy and Legacy" in Fernandes, Walter, *The Emerging Dalit Identity*, Indian Social Institute, Delhi.
- et al. (1999), "Caste and Labour Market Discrimination" *Indian Journal of Labour Economic* (Conference Issue), Vol. 42, No 4.
- (2002), "Oppressions and Denial: Dalit Discrimination in the 1990s", EPW, February 9.
- (1999), "Poverty, Caste and Child Labour in India," in Klaus Voll (ed), *Against Child Labour*, Mosaik Books, New Delhi.
- (1999), "Social Security in Unorganized Sector, How Secure are the Scheduled Caste?", Special Issue, *Indian Journal of Labour Economic*, September 1999.
- (1999), Rural Wage Labour—Magnitude: Employment and Wage Rate: A Comparative Analysis of Scheduled Caste, Scheduled Tribe and Others in India, Ambedkar

- Center for Economic Studies, University of Madras, Chennai.
- (2002), "Caste and Economic Discrimination, Reflections on Theory, Concept and Consequences", conference paper, Goa University, Panaji.
- (2003), "Strategy of Disincentive and Targeting for Population Control", *Ambedkar Journal of Social Development and Justice*, January, 2003.
- , with Bernward Causemann (2001), Dalit NGOs- Approaches to Dalit Empowerment, A study for EED, July 2001, (Boon, Germany).
- (2002), Annual Report of National Commission for Scheduled Castes and Scheduled Tribes, 1999-2000 & 2000-2001,
- (1999), Government of India, Ministry of Social Justice and Empowerment, New Delhi, Annual Report, 1997-98.
- (1996), Government of India Ministry of Health and Family Welfare. New Delhi, Report of the Working Groups on Development and Welfare of Scheduled Castes during Eighth Five-Year Plan, 1990-95.
- (2003), Planning Commission, Tenth Five Year Plan, Volume II, Chapter 4.1, Socially Disadvantaged Groups.
- Thorat, Vimal (2002), "The Least of the Oppressed: Dalit Women", *Combat Law*, Vol. 1, Issue 4, October-November.
- Thurow, Lester C. (1969), *Poverty and Discrimination*, The Brookings Institution, Washington, D.C.
- 付記 表は本文中で直接言及されていないため、割愛した。
なお、表中の数値表記の不統一、空欄などはすべて原文の
とおりである。(編集部)
- (Thorat, Sukhadeo "Caste, Economic Exclusion/Discrimination & Poverty: Deprivation of Dalits India")
(翻訳：桐村彰郎)